

「まん延防止等重点措置」の延長について

【期間】

令和3年8月2日(月)～8月31日(火)

→ 9月12日(日)まで延長

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

【県独自で時短要請などの措置を講じる区域】

白山市、野々市市

(飲食店への時短要請等)

8月2日(月)～8月31日(火) →9月12日(日)まで延長

	8月2日(月)～8月31日(火) →9月12日(日)まで延長	
対象地域	金沢市	白山市、野々市市
営業時間	5時～20時	5時～21時
酒類提供	終日、提供を自粛 (利用者による酒類の 店内持込を含む)	20時まで
カラオケ設備	終日、利用自粛	特に制限なし
根拠法令	法第31条の6第1項	法第24条第9項

○ほとんどの飲食店が時短要請に協力いただきありがとうございます

○重点措置区域である金沢市においては、応じていただけない店舗に対して
命令も視野に法等に基づき適切に対処

(集客施設への時短要請等)

対象施設

要請内容

(I) イベント関連施設

- ・劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど
- ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など

期間:8月2日～8月31日
→9月12日まで延長

【金沢市】

(II) イベントを開催する場合がある施設

- ・体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、スポーツクラブ、バッティングセンターなど
- ・博物館、美術館など

[1000㎡超]
20時までの時短要請
(法第24条第9項)

[1000㎡以下]
20時までの時短協力依頼

※(I)(II)についてはイベント開催時は21時まで
※映画館は21時まで

(III) 参加者が自由に移動できる施設

- ・百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く)
- ・マージャン店、ゲームセンターなど
- ・遊興施設(個室ビデオ店など)
- ・その他サービス業(生活必需サービスを除く)

【白山市・野々市市】
21時までの時短協力依頼

(大規模商業施設での入場整理)

対象施設

・大規模商業施設

1,000㎡超の大規模小売店、
ショッピングセンター、
百貨店、家電量販店 など

・百貨店の地下の 食品売り場等

内容

【金沢市】

期間:8月20日～9月12日

- ・入場者が密集しないよう、整理・誘導、
人数管理・人数制限等を要請

大規模商業施設は法第31条の6第1項
百貨店の地下の食品売場等は法第24条第9項

【白山市、野々市市】

- ・入場者が密集しないよう、整理・誘導、
人数管理・人数制限等について協力依頼

人数管理・人数制限等の例

○施設全体での措置

- ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理
- ・出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等による人数制限

○売場別の措置

- ・入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のweb登録等による人数管理
- ・一定以上の入場ができないよう人数制限。アプリで混雑状況を配信できる体制の構築

皆様へのお願い(1)

ア)外出の自粛

7月前半に比べ、繁華街における人流が減少

※感染拡大前との比較

	適用前(7/1~7/14)	今回(8/2~8/17)
片町(22時)	▲47%(53)	▲73%(27)

約5割減

- ・日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**
- ・外出する必要がある場合にも、**極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避ける。(混雑した場所等への外出を半減)**

イ)県境をまたぐ移動(県民の皆様、県外の皆様とも)

- ・**県外との不要不急の往来、および来県を自粛(オンラインを活用)**
- ・**やむを得ず、往来、来県する場合でも用務先への直行直帰を**

皆様へのお願い(2)

ウ) 飲食

8月に入っても会食に起因するクラスターが発生しています

<県民の皆様へのお願い>

飲食クラスターではマスク未着用
飛沫が飛び感染拡大!

- ・新しい生活様式の遵守に加え、原則マスクを着用
- ・「いしかわ新型コロナ対策認証店舗」の利用、時短要請に応じていない飲食店の利用自粛
- ・特に接待を伴う飲食店の利用に対しては慎重に判断
- ・路上・公園等における集団での飲酒などは行わないこと

<事業者の皆様へのお願い>

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・従業員はもとより、来店者に対する原則マスク着用の注意喚起など
感染防止対策の徹底

皆様へのお願い (3)

エ) 職場

職場におけるクラスターが多数発生しています

- **テレワークの活用や休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減を目指すとともに、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進**
- **「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意**
- **時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の強力な推進**
- **職場における感染防止のための取組(事業場の換気励行、昼休みの時差取得、**軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査等**)や「三つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底**
- **業種別ガイドラインの遵守**

オ) 夏休み

- **普段会わない人や大人数・長時間での飲食は慎重に判断**
- **子供の家庭感染の事例が多く、家庭内であっても、気を緩めることなく、感染防止対策の徹底を**